

緊急特別寄稿

実施決するは 主権者・国民

五月三日の読売新聞は、「裁判員裁判に参加したくない」が過去最高の七九・二％になり、裁判員制度の導入に反対」が六二％と、「導入賛成」の三四％の二倍近くになったと報じた。続いて五月十日の日本テレビは、「参加したくない」が八四・四％に達したと報じた。これが、政府・最高裁が野党、日弁連、マスコミを巻き込み、五年間をかけて展開した制度準備に国民が下した厳粛な審判である。



「それならやってみよう」と思われる。高山俊吉

裁判員法の附則二条一項を改めて引用する。「政府及び最高裁判所は、裁判員が参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加する

それ付帯決議をしていた。法自身と決議が政府・最高裁に強く要求した「国民の理解と関心」の到達状況に、当局は謙虚に従う以外に強めたことがある。司法制度改革審議会は、もってまわった言い方で「被告人のための制度ではない」と言った。最高裁・東京地裁で行われた「バラバラ殺人事件」である。殺人と死体損壊の自白事件で、裁判員裁判を意図し

入れるほど消極派や反対派が増えた背景には、制度目的に関する当局の説明に、国民が疑問と批判を決定的に強めたことがある。被告人にとって、この制度ほどのような結果になるかを考える好素材は、今春、

裁判員制度は 禁止以外ない

東京弁護士会会員 高山 俊吉

刑事裁判の 体をなさない

「この裁判は、裁判員裁判の実施は無理だ」ということを私たちに教えるものだったのだ。

推進派たちの 根本的な矛盾

裁判員制度を推進する弁護士たちが挙げた裁判員制度の積極的意義は、「市民の司法参加」は主権者による

改憲の策動と 一体のもの

自衛隊の「海賊対処行動」を正当化する法案の国会成立が狙われている。自衛隊が武力を恒常的に行使し得るものとする、憲法九条改悪の前倒し実現と言うほかない法案だ。今、この国は、

「制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行え」と、それ

「不実施を最終的に決する」と訴えた。超短期連続的開廷事件だが、それでも七回の公判期日になった。裁判員裁判がきちんと機能しているという評価を前提に導入された。陪審制移行の前段階ではない」と書いた。

「現代の赤紙」と捉え、裁判員制度を陪審制への一里塚にするというこを「現代の赤紙」と捉え、裁判員制度を陪審制へというのには理由がある。推進派は、刑事裁判を絶望的にしている責任当事者である最高裁や法務省が、

「裁判員制度はいらない」と大運動」呼びかけ人。裁判員制度はいらぬ

当局の説明で 強まった疑問

「制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行え」と、それ

前日20日夜に 東京で総結集

実施五月二十一日の前日「なくせ冤罪! 5・20大集会」明日からあなた

改憲の策動と 一体のもの

自衛隊の「海賊対処行動」を正当化する法案の国会成立が狙われている。自衛隊が武力を恒常的に行使し得るものとする、憲法九条改悪の前倒し実現と言うほかない法案だ。今、この国は、